

シンポジウム

領土とナショナルリティー

2013年6月22日(土) お茶の水女子大学

司会 姫岡とし子・足立信彦

コメンテーター 川喜田敦子

領土と国益 —ドイツ東方国境紛争から日本を展望する 佐藤成基

失われた東部領/回復された西部領

—ドイツ・ポーランドの領土とオーデル・ナイセ国境 吉岡 潤

多民族国家の解体と「ドイツ人」意識の変容

—両大戦間期ルーマニアにおけるユダヤ系および

ドイツ系ドイツ語話者を事例に 藤田恭子

領土と国籍・市民権 —「ナショナルなもの」を考える 広渡清吾

ヘルゴラント島と竹島/独島

—日独比較の観点から ラインハルト・ツェルナー

コメント：近代国家における人と土地

川喜田敦子

はじめに

西山 暁義

1. 領土問題のアクチュアリティ

竹島、尖閣諸島、北方領土—2012年は、排他的主権に基づく「固有の領土」という観念が、東アジアにおいていかに強力な政治的影響力、起爆力を持っているのかを、改めて思い知らされる年であった。とりわけ竹島、尖閣諸島は、(ほぼ)無人の島々であるにもかかわらず、その帰属をめぐる対立する国家において攻撃的ナショナリズムが激化したことは、(とりわけ境界地域における)領土のもつ象徴としての政治的機能をよく示しているといえよう。

こうした領土問題は、当事国がゼロサムゲームとしてお互いが自らの完全なる正当性を主張し、相手の言い分を真っ向から否定(あるいは無視)するため、対話や妥協の試みは自国において「弱腰」として糾弾され、議論は平行線を辿ることになることが多い。東アジアの場合も、一方が国際法上の正当性を主張すれば、他方はその根拠となる歴史的事実の不当性を主張し、また一方が古い時代の帰属を示す証拠を示せば、他方はその史料的妥当性を否定しつつ、さら

に古い証拠を探すという、「古文書の戦争」が展開されることになる。中露間の国境のように、武力衝突から半世紀近くを経て交渉による解決を見た事例もある一方で、日中韓露を中心とする海洋地域における東アジアの国境問題は、資源問題や内政問題も絡みつつ、解決の見通しはいぜん立っておらず、かりに表面的に鎮静化したとしても、なんらかのきっかけですぐに再燃する危険性を孕んでいる。

## 2. 「崩壊社会」としての近現代ドイツ

それでは目をドイツ、そしてヨーロッパに転じるとどうであろうか。もちろん、ヨーロッパの場合も、とくにその周縁地域において（たとえば、トルコ系とギリシャ系の国家が対峙するキプロスや、ジブラルタルをめぐるイギリスとスペインなど）まったく領土問題と無縁というわけではない<sup>(1)</sup>。しかし、国家間関係を一気に冷却化させるような影響力を持つ問題は、少なくともドイツに関する限り、現在存在しないといっても過言ではあるまい。

しかし歴史を振り返るならば、我々はドイツこそがさまざまな領土問題を抱え、繰り返しヨーロッパ国際秩序の動揺、破壊の震源地となってきたことを知っている。その大きな転換点となったのが、19世紀初頭ナポレオンによってもたらされた領土的再編とそれに伴う神聖ローマ帝国の崩壊であった。これによってドイツは一方で準拠枠となる伝統的な「国土」を失う一方、それだけに新たな政治的、領土的秩序の追求に熱がこもることになった。ここで注目すべきことは、19世紀から20世紀前半にかけてのドイツにおけるこうした新秩序の追求は、その過程のなかで、あるいは結果として、国家としての「ドイツ」の絶えざる縮小をもたらしたということである。そしてこの変動・縮小は—シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、アルザス・ロレーヌ、ザール地方、オーバーシュレジエン、東ヨーロッパにおける「生存圏」、そしてオーデル・ナイセ線など—繰り返し領土問題を引き起こすことになった。このことを踏まえるなら、ドイツが激しい領土の変動とどのように向かい合ってきたのか、とりわけ20世紀の2度の世界大戦における敗北の後、大幅に縮小した領土とどのように折り合いをつけていったのか（あるいはつけられなかったのか）、とい

(1) さらにいえば、ドイツ（ラインラント・プファルツ）とフランス（アルザス）の間の国境に位置する約700haの森林地帯「ムンダートヴァルト」の帰属について、最終的な解決をみたのは2008年のことであった。Vgl. Ansbert Baumann, „Konfliktlinie oder Freundschaftsband? Verdun, Mundatwald und Schengen – die Entwicklung der deutsch-französischen Grenze“, *Revue d'Allemagne et des pays de langue allemande*, 41, 2009, S. 619-633.

う問いは、上に述べた現状を考えるうえでも、きわめて興味深いことであろう。

### 3. ドイツにおける領土とナショナリティー：4つの論点

いうまでもなく「領土」というテーマには、さまざまなアプローチが存在する。ここでは網羅的に述べることはできないが、以下論点になると思われるものを4つほど挙げておきたい。

(1) 領土とナショナリティー：冒頭で述べたように、現今の東アジアの領土問題は、住民のナショナリティーと結びついたものではなく、ドイツにおける過去の領土問題とは位相を異にしているようにも見える。そこでヨーロッパ・ドイツからみて、この東アジアの領土問題はどのように認識されているのか、という点について考察し、領土とナショナリティーの関係性をより分節化して理解することを可能にするであろう。

(2) 領土問題についてのマクロ分析：係争国間の外交や、政党や圧力団体などに代表される国内世論を対象として、領土問題の深刻化、沈黙化、解決のプロセスについて考察する。その際、ドイツだけではなく、係争国における議論も突き合わせることで、問題の構造をより客観的、多角的に理解することができるであろう。

(3) 自己理解と他者規定としてのナショナリティー：上述のように、ドイツにおける領土問題では、当該地域住民の「民族性」が根拠として持ち出され、あるいは強制移住による領域の「民族的再編」が志向された。では、果たしてその住民自身は自らの「民族性」をどのように認識していたのであろうか。そのズレや葛藤はどのように表現されたのであろうか。この点、文学やジェンダー論などのアプローチが有効となるであろう。

(4) 国籍・市民権：(3)と密接に関係しているのが、法的な規定としての国籍・市民権の問題である。「出生地主義」や「血統主義」といった国籍の原則は、まさに領土とナショナリティー、シティズンシップの関係性を規定するものでもあり、またさまざまな歴史的概念—民族ドイツ人 *Volksdeutsche*、ライヒ・ドイツ人 *Reichsdeutsche*、アウスジードラーなどもまた、2.において述べたドイツの国境の変動と、政治的イデオロギーが交差するなかで、登場することになる。

#### 4. シンポジウムのねらい

以上の観点から、今回のシンポジウムは、日本ドイツ学会ならではの学際的なアプローチによって、ドイツにとって「領土」が持つ意味とその変化を照射し、ひいては20世紀後半、あるいはポスト冷戦期において「領土的ナショナリズム」の時代が終わりを告げ、「ポスト領域性」(Ch. S. メイヤー)<sup>(2)</sup>の時代が到来しているのか、という問題について検証することを目的とするものである。またそれを通して、東アジア・日本の状況をヨーロッパ・ドイツとの対比において、ただ「周回遅れ」として概嘆的に確認するのではなく、領土問題克服をより具体的に考えるきっかけになればと考えている。

---

(2) Charles C. Mayer, "Consigning the Twentieth Century to History: Alternative Narratives for the Modern Era", *American Historical Review*, 105, 2001, S. 807-831.